

専決処分の報告及び承認を求めることについて

緊急執行を要した下記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年6月17日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

平成21年度さいたま市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

専 決 処 分 書

平成21年度さいたま市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年5月8日

さいたま市長 相 川 宗 一

平成21年度さいたま市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度さいたま市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,569千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支払基金交付金		39,137	654	39,791
	1 支払基金交付金	39,137	654	39,791
2 国庫支出金		19,222	149,915	169,137
	1 国庫負担金	19,222	149,915	169,137
歳 入 合 計		73,000	150,569	223,569

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		2	8,536	8,538
	1 償還金	2	8,536	8,538
5 繰上充用金		0	142,033	142,033
	1 繰上充用金	0	142,033	142,033
歳 出 合 計		73,000	150,569	223,569